

規制改革推進会議 投資等WG

御説明資料

(投資型クラウドファンディングについて)

平成30年2月27日

金融庁

目次

投資型クラウドファンディングについて

1. 金融審議会報告
2. 改正金商法の概要
3. 少額要件に関する考え方
4. 第一種少額電子募集取扱業者による株式投資型クラウドファンディングの取扱状況

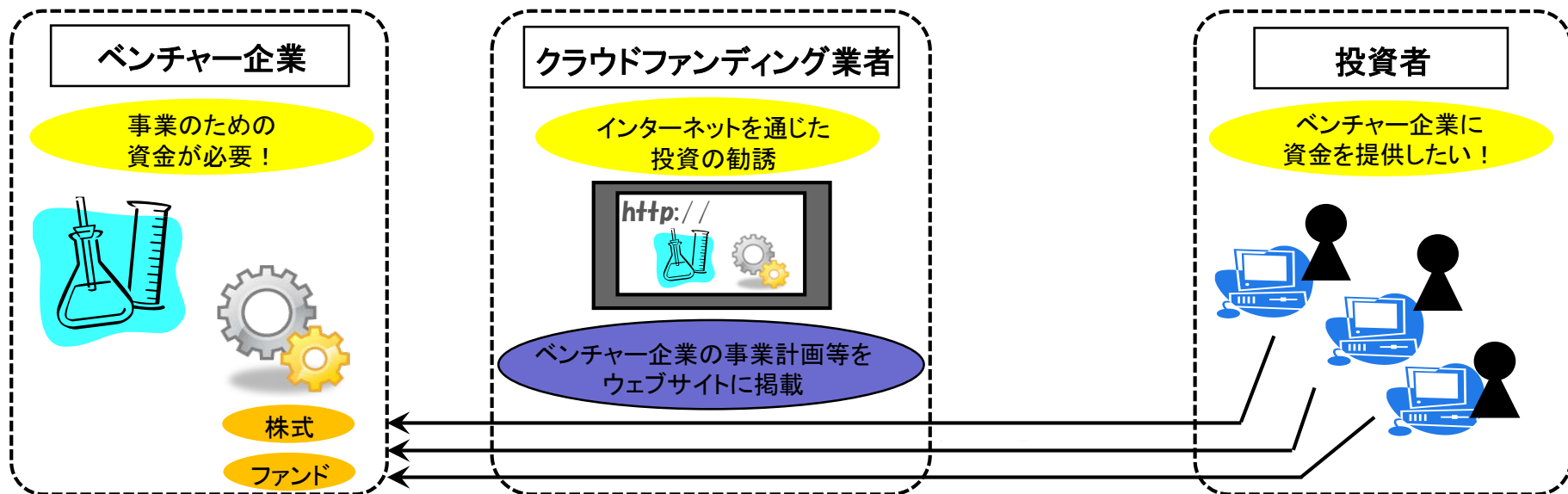
投資型クラウドファンディングについて

1. 金融審議会報告

- 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」最終報告（平成25年12月）
 - ✓ クラウドファンディングとは、必ずしも定まった定義があるものではないが、一般には「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指すものとされている。
 - ✓ リスクマネーの供給促進を図るためには、できるだけ仲介者にとって参入が容易な制度とすることが重要であり、このような観点から、現行の第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業について、登録の特例を設けることが望ましい。
 - ✓ その際、投資者保護の観点から、一人当たり投資額や発行総額の上限を設けるとともに、仲介者が有価証券の売買や引受け等の業務を行わないことを条件とするなど、限定的な範囲で特例を設けることが適当である。具体的には、第一種金融商品取引業のうち、非上場株式の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額のもののみを行う者を「特例第一種金融商品取引業者」と、また、第二種金融商品取引業のうち、ファンド持分の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額のもののみを行う者を「特例第二種金融商品取引業者」とそれぞれ位置付け、財産規制等を緩和することが考えられる。

2. 改正金商法の概要

平成26年金商法改正、平成27年5月施行



- 《改正前》
- ・ 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。
(「株式」の勧誘: 第一種金融商品取引業者 ～最低資本金5,000万円、兼業は承認制)
(「ファンド」の勧誘: 第二種金融商品取引業者 ～最低資本金1,000万円、兼業規制なし)
 - ・ 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等

投資者保護のための
ルールの整備

- ・ 少額^(注1)のもののみを扱う業者について、登録に必要な最低資本金基準^(注2)を引き下げるとともに、兼業規制等を課さないこととする。(第29条の4の2、政令)
- ・ 少額^(注1)のクラウドファンディングについて、非上場株式の勧誘を解禁。(自主規制規則)
- ・ 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。
(第29条の4 登録の拒否、第35条の3 業務管理体制の整備、第43条の5)

(注1) 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

(注2) 第一種金融商品取引業者: (改正前)5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者: (改正前)1,000万円 ⇒ 500万円。

3. 少額要件に関する考え方

- 以下の事情も参考にして「発行総額 1 億円未満、一人当たり投資額50万円以下」との上限が設定されたもの。
 - ✓ 米 J O B S 法 (Jumpstart Our Business Startups Act) においては、
 - 12か月間に総額100万ドル以内の証券の売付けをクラウドファンディングによって行うことができる。
 - 年収10万ドル未満の人の場合、「2,000ドル又は年収の5%のいずれか大きい方」が投資金額の上限となっている。
 - ✓ 発行総額が 1 億円未満の株式の発行については、公衆縦覧型の開示 (有価証券届出書の提出) が必要とされていない。

4. 第一種少額電子募集取扱業者による株式投資型クラウドファンディングの取扱状況

期 間	取扱総額 (百万円)	取扱件数 (件)	平均取扱額 (百万円)
29年4～6月	14.6	1	14.6
7～9月	97.4	3	32.5
10～12月	402.8	14	28.8
合 計	514.7	18	28.6

(日本証券業協会公表資料より作成)

- 平成29年4月以降、株式投資型クラウドファンディングの取扱総額及び取扱件数は増加
- 1案件あたりの平均取扱額は2,800万円程度（最大のもので6,000万円弱）